



投資信託説明書(交付目論見書)

2011.8.24

エマージング・カレンシー・債券ファンド (毎月分配型)

追加型投信 / 海外 / 債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券(一般)))	年12回(毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月23日に関東財務局長に提出しており、平成23年8月24日にその効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
設立年月日:2001年12月17日
資本金:495百万円(2011年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,429億円
(2011年6月末現在)

照会先

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>
電話番号 03-6880-6448
(受付時間:営業日の9時~17時)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社 リそな銀行

ファンドの目的・特色

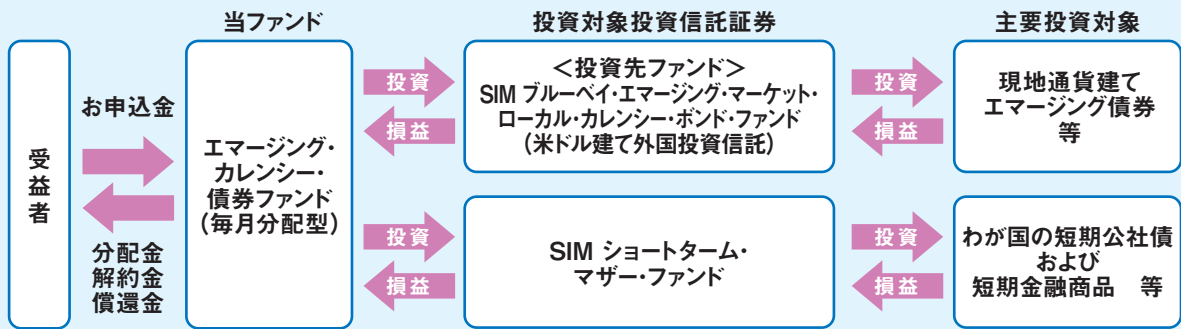
ファンドの目的

長期的に安定的な収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1. 主として、投資信託証券への投資を通じ、長期的に安定的な収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

- ・当ファンドは、主に米ドル建て外国投資信託(以下「投資先ファンド」といいます。下記の〈投資先ファンドの概要〉をご参照ください。)を通じて、現地通貨建てエマージング債券等への投資を行います(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです)。
- ・上記の外国投資信託の他、国内投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券に投資します。



2. ファンダメンタルズ分析やクレジットリスク分析等に基づき、アクティブに現地通貨建てエマージング債券等の運用を行います。

- ・当ファンドは、外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いませんが、投資先ファンドでは為替取引を機動的に行います。

3. 投資先ファンドの運用会社はブルーベイ・アセット・マネジメント・リミテッドです。

- ・2001年にロンドンで設立されたエマージング債券やハイ・イールド債券といったクレジット債券の運用に豊富な経験をもつ会社です。

主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。

追加的記載事項 <投資先ファンドの概要>

ファンド名	SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型米ドル建て外国投資法人
投資対象	<ul style="list-style-type: none">◆原則として純資産総額の2/3以上を直接的、間接的(例えばクレジット・リンク債券やスワップ取引を通じて)に、投資適格*および投資適格未満を含むエマージング諸国の政府、またはエマージング諸国に所在する法人が発行する現地通貨建ての債券に投資します。 ※投資適格とは、スタンダード・アンド・プアーズ社においてはBBBマイナス以上、ムーディーズ社においてはBaa3以上の格付けを取得したものをいいます。◆原則として純資産総額の1/3を上限として自国通貨以外の通貨(例えば、米ドル)で表示されたエマージング諸国の発行体が発行する債券に投資することができます。◆現地通貨のポジションもアクティブに取り扱います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

分配について

原則として、毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を行うことをめざします。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

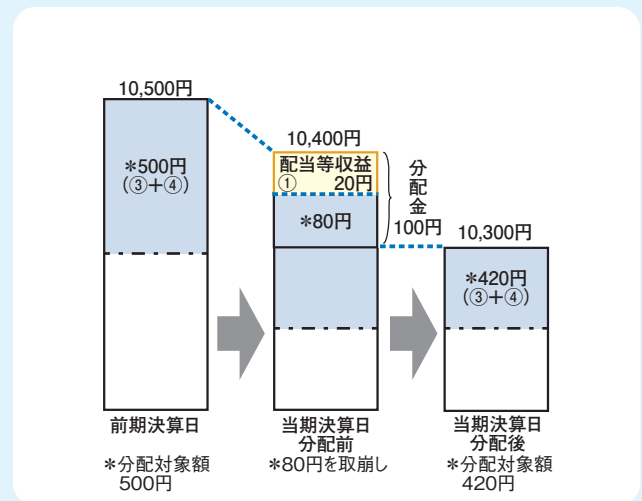
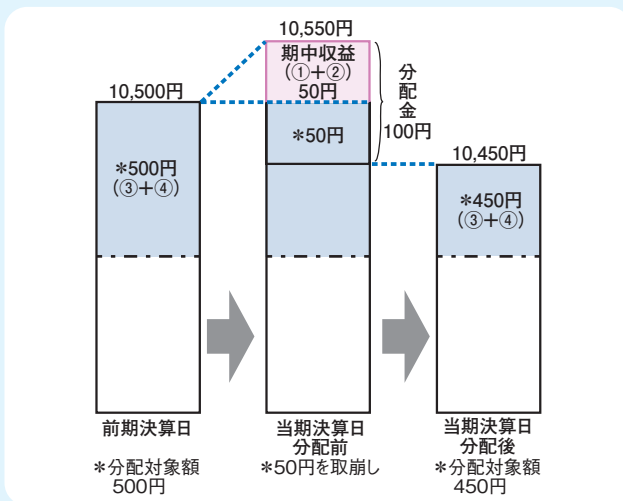


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算から基準価額が上昇した場合)

(前期決算から基準価額が下落した場合)



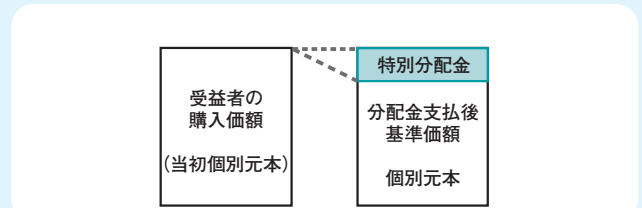
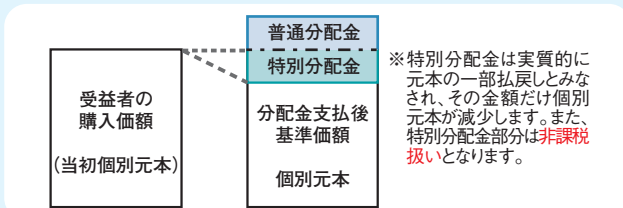
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

主な変動要因

価格変動リスク (金利変動リスク)	債券の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。債券の発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落する場合もあり、倒産等の場合などは無価値となることもあります。また市場規模や取引量が小さい国・地域の債券の価格は大きく変動することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産は、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。また市場規模や取引量が小さい国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消することがありますのでご注意ください。
- 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の利子等収入および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者の個別元本によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスクの管理体制

委託会社は、リスク管理委員会のもとで運用リスクを一元的に管理する体制となっています。リスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられ、改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。

コンプライアンス・オフィサーは、委託会社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導します。また、コンプライアンス委員会では、社内の現状と問題点の報告に基づき効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

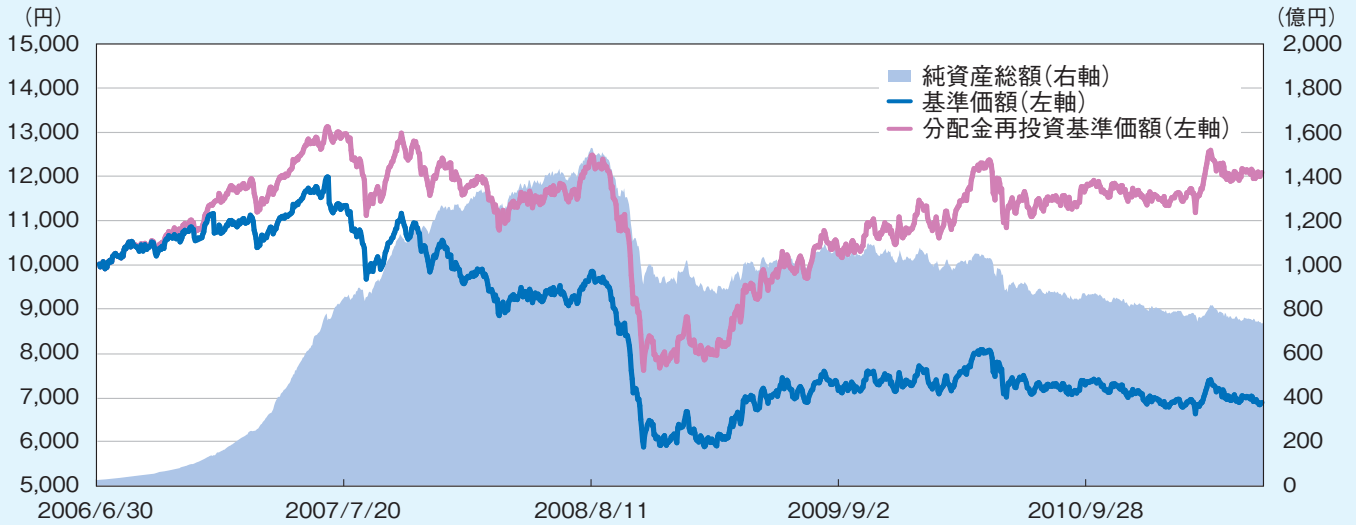
※上記体制は2011年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

運用実績

(2011年6月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金(税引前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

直近1年間累計：800円、設定来累計：4,830円

決算期	10年7月	10年8月	10年9月	10年10月	10年11月	10年12月	11年1月	11年2月	11年3月	11年4月	11年5月	11年6月
分配金	60円	60円	60円	60円	60円	100円	60円	60円	60円	60円	60円	100円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

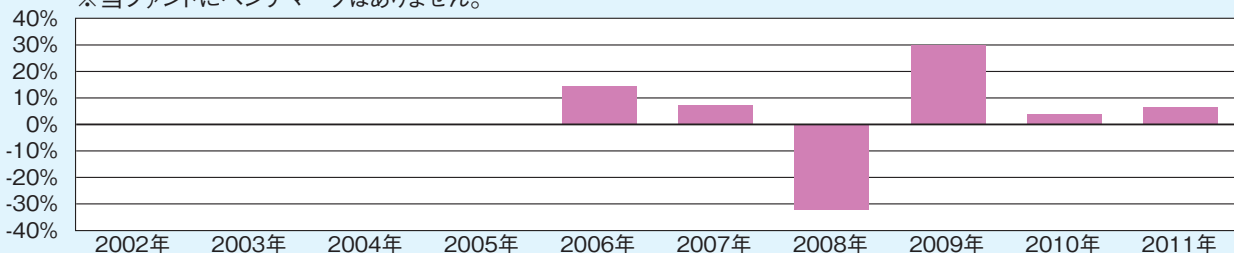
	組入上位銘柄	利率	償還日	通貨	構成比率
1	ブラジル国債	10.00%	2012/1/1	ブラジル・リアル	9.0%
2	南アフリカ国債	13.50%	2015/9/15	南アフリカ・ランド	8.3%
3	メキシコ国債	8.00%	2015/12/17	メキシコ・ペソ	3.8%
4	マレーシア国債	5.09%	2014/4/30	マレーシア・リンギ	3.6%
5	ブラジル国債	10.00%	2017/1/1	ブラジル・リアル	3.1%
6	トータルリターン・スワップ(インドネシア国債)	12.80%	2021/6/15	インドネシア・ルピア	3.0%
7	ブラジル国債	10.00%	2014/1/1	ブラジル・リアル	3.0%
8	メキシコ国債	6.50%	2021/6/10	メキシコ・ペソ	2.6%
9	ポーランド国債	5.25%	2020/10/25	ポーランド・ズロチ	2.5%
10	トルコ国債	0.00%	2012/11/7	トルコ・リラ	2.4%

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。〈暦年ベース〉

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2006年は設定日(6月30日)から年末までの収益率、2011年は1月から6月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.5%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成23年8月24日から平成24年8月23日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限とします(平成18年6月30日設定)。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎月23日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ● ルクセンブルグの銀行休業日 ● ロンドンの銀行休業日 ● ニューヨークの銀行休業日

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	運用管理費用(信託報酬)の総額は、日々のファンドの純資産総額に対し、年1.155%(税抜1.10%)の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>運用管理費用(信託報酬)＜年率＞</th> <th>合計1.1550%(1.10%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.3885%(0.37%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.7350%(0.70%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0315%(0.03%)</td> </tr> </tbody> </table>	運用管理費用(信託報酬)＜年率＞	合計1.1550%(1.10%)	委託会社	0.3885%(0.37%)	販売会社	0.7350%(0.70%)	受託会社	0.0315%(0.03%)
	運用管理費用(信託報酬)＜年率＞	合計1.1550%(1.10%)								
委託会社	0.3885%(0.37%)									
販売会社	0.7350%(0.70%)									
受託会社	0.0315%(0.03%)									
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対して年率0.80%									
	実質的な負担	年率1.955%程度(税込)								
その他の費用・ 手数料	当ファンド	財務諸表監査に関する費用等の諸費用、信託事務の処理に要する諸費用等がファンドから支払われます。								
	投資先ファンド	また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。 ※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。								

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

税金

税金	<ul style="list-style-type: none"> 税金は表に記載の時期に適用されます。 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> <th>税金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分配時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>配当所得として課税 普通分配金に対して10%</td> </tr> <tr> <td>換金(解約)時及び償還時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益 (譲渡益)に対して10%</td> </tr> </tbody> </table>	時期	項目	税金	分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%	換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益 (譲渡益)に対して10%
時期	項目	税金								
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%								
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益 (譲渡益)に対して10%								
	<p>※上記は平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。</p> <p>※法人の場合は、上記とは異なります。</p> <p>※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。</p>									



新生インベストメント・マネジメント